

那須烏山市定住促進住まいづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那須烏山市定住促進住まいづくり条例（平成24年那須烏山市条例第37号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(住宅の要件)

第3条 条例第2条第2号に規定する住宅とは、次に掲げる設備を有しているものをいうものとする。ただし、第2号から第5号までに掲げる設備を有していないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 人の居住の用に供する居室
- (2) 専用の台所
- (3) 浴室
- (4) 便所
- (5) 玄関

(対象者の要件)

第4条 条例第3条本文に規定する対象者（以下「対象者」という。）とは、次の各号のいずれにも該当する者をいうものとする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に市内において住まいづくりをし、当該住宅を生活の本拠として定住する者となった者
 - イ 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に市内において住まいづくりをしている者であって、対象期間に当該住宅を生活の本拠として定住する者となった者
- (2) 取得した住宅の所在地を住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住所として定めていること。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(転入者加算の適用基準)

第5条 条例第3条ただし書及び同条第1号の規定による転入者に対する住まいづくり奨励金の加算については、対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合について適用するものとする。

- (1) 住まいづくりをした後、対象期間に転入をした転入者であるとき。
- (2) 転入をした日から2年以内に住まいづくりをした転入者であるとき。

(奨励金の交付申請)

第6条 対象者は、条例第4条の規定により住まいづくり奨励金の交付を受けようとするときは、定住促進住まいづくり奨励金交付申請書（別記様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- 2 前項の場合において、同項の規定による申請に係る住宅が共有名義（当該住宅の所有権の登記名義人となる者が2人以上である場合をいう。）であるときは、当該共有名義に係る共有者のうち1人を代表者とし、当該代表者が他の共有者の同意を得たうえで申請するものとする。
- 3 前2項の規定による申請は、対象者としての要件を満たした日から1年以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（奨励金の交付決定の通知）

第7条 市長は、条例第5条の規定により住まいづくり奨励金の交付を決定したときは定住促進住まいづくり奨励金交付決定通知書（別記様式第2号）により、住まいづくり奨励金の交付をしないと決定したときは定住促進住まいづくり奨励金不交付決定通知書（別記様式第3号）により対象者に通知するものとする。

（奨励金の交付請求）

第8条 交付決定者は、前条の規定により住まいづくり奨励金の交付決定の通知を受けたときは、当該交付決定のあった額の住まいづくり奨励金について、定住促進住まいづくり奨励金交付請求書（別記様式第4号）により市長に請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、条例第8条の規定により、住まいづくり奨励金の交付決定を取り消したときは、定住促進住まいづくり奨励金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第10条 市長は、条例第9条の規定により住まいづくり奨励金の返還を命ずるときは、定住促進住まいづくり奨励金返還命令書（別記様式第6号）により行うものとする。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
（この規則の失効）
- 2 この規則は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。
（失効に伴う経過措置）
- 3 この規則の失効の日までに住まいづくり奨励金の交付を受けた者及びこの規則の失効の際現に対象者である者のうち住まいづくり奨励金の交付申請又は交付請求をしていない者については、この規則は、前項の規定にかかわらず、同日以後もなおその効力を有する。

別表（第6条関係）

<p>新築住宅を取得した場合の添付書類</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 住民票の謄本（続柄の記載されたもの） (2) 戸籍の附票（転入者のみ） (3) 住宅の登記事項証明書 (4) 住宅の平面図（建築確認申請又は工事請負契約書の附属図書の写し）及び位置図 (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により建築確認申請を要する住宅にあつては、同法の規定による検査済証の写し (6) 定住誓約書（別記様式第7号） (7) 市税等納付状況確認承諾書（別記様式第8号） (8) その他市長が必要と認める書類
<p>中古住宅を取得した場合の添付書類</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 住民票の謄本（続柄の記載されたもの） (2) 戸籍の附票（転入者のみ） (3) 住宅の登記事項証明書 (4) 住宅の平面図及び位置図 (5) 定住誓約書（別記様式第7号） (6) 市税等納付状況確認承諾書（別記様式第8号） (7) その他市長が必要と認める書類